

豊成保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、豊成保育所が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	帯広市
所 在 地	帯広市西5条南7丁目1番地
電 話 番 号	0155-65-4158
代表者氏名	帯広市長 米沢 則寿

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	豊成保育所
施設の所在地	帯広市清流東1丁目7番地4
連 絡 先	電話番号：0155-48-6630 FAX：0155-48-6630
管 理 者	所長 竹田 万希子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 73人 満1歳以上満3歳未満の児童 38人 満1歳未満の児童 9人
開設年月日	昭和50年4月1日

3 目的・運営方針

豊成保育所（以下「当施設」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当施設は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「入所児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当施設は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、入所児童の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当施設は、入所児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、入所児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当施設における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	3083.71㎡
	園庭	1124.21㎡
施 設	構 造	鉄筋コンクリート 2階建
	延べ面積	1117.60㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	まめ組（0 歳児クラス）
保育室	6 室	だいず組（1 歳児クラス） あずき組（1 歳児クラス） こむぎ組（2 歳児クラス） あすばら組（3・4・5 歳児クラス） ぽてと組（3・4・5 歳児クラス） とまと組（3・4・5 歳児クラス）
一時保育室	1 室	
遊戯室（ホール）	1 室	
多目的室	1 室	
調理室	1 室	
事務室	1 室	事務室に医務室を併設
相談室	1 室	
休憩室	1 室	

5 職員の設置状況（令和7年4月1日の状況）

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
主査	2	2		
保育士	16	16		
保健師	1			（こども課在籍）
栄養士	1			（こども課在籍）
調理員	1	1		
用務員	1	1		

当施設では、「北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号）」を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。なお、入所児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

6 休業日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日並びに12月29日から31日と翌年の1月2日から3日までとします。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育	午前7時から午後6時まで
延長保育	午後6時から午後7時まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育	午前8時30分から午後4時30分まで
延長保育	朝：午前7時から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時まで

8 提供する保育等の内容

当施設は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 帯広市立保育所 保育理念・保育の目標

※詳しくは、別途配布する「入所のしおり」をご覧ください。

(2) 保育及び延長保育の提供（1日の流れ）

時間	0・1・2歳児	3・4・5歳児	延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	
8:30	保育短時間保育開始	保育短時間保育開始	
9:30	おやつ 遊び（室内外）	遊び（室内外）	保育短時間の延長保育 保育標準時間の延長保育  
11:00	食事	食事	
12:00	お昼寝（年齢によって前後します）		
12:30		お昼寝（年齢によって前後します）	
14:30	目覚め	目覚め	
15:00	おやつ	おやつ	
15:30	随時降所	随時降所	
16:30	保育短時間終了	保育時間短時間終了	 
18:00	保育標準時間終了	保育時間標準終了	
19:00	閉所	閉所	

(3) 食事の提供

入所児童の年齢に応じ、食事の提供を行います。

その他、下記のとおり食育に取り組んでいます。

○給食展示～毎日の給食を展示しています

○ふるさと給食の日～地場産の食材を使った給食を提供しています

○行事食～毎月の誕生会や行事の時に主食も含めた行事食を提供します

○こどもクッキング～こどもたちが調理に参加して昼食やおやつを作ります

○アレルギー除去食～アレルギー物質を除去した給食を提供します

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) 健康診断

当施設では、定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

健康診断 全入所児童（年2回）

歯科健診 4・5歳児童（年1回）

(5) 留意事項

- ・保護者以外の方が送迎される時は、必ずご連絡ください。
- ・当日、欠席又は登所が遅れる場合は8時30分までにご連絡下さい。
- ・登所、降所時には玄関ホールにあるチェック表にご記入ください。
- ・薬の取り扱い（持参及び服薬）については、基本受けつけていません。

9 保育料等

保育料	帯広市が定める額 （口座振替払又は納付書払）
延長保育料	帯広市が定める額 （利用翌月に納付書払）
副食費 （3歳児クラス～5歳児クラスに限る）	月額 4,500 円 （口座振替払又は納付書払） ※令和7年度の副食費は4800円/月ですが、今年度に限り300円/月を市が補助しています。
保険料 （日本スポーツ振興センター共済）	年間 250 円 （生活保護世帯 年間 30 円）

※ 当施設にお支払いいただいた上記費用については領収書を交付いたします。

ただし、口座振替の場合は、希望者のみの交付となります。

※ 都合により保育所を欠席した場合、保育料は在籍している限り納入して頂くことになります。なお、副食費については、帯広市保育の実施に関する条例施行規則に基づき、6開所日以上連続でやむを得ず欠食し食事の提供を受けない場合、3開所日前までに申し出があれば減額することができます。（退所届を提出しない保育料、副食費は納めなければなりません。月途中で入退所した場合は、日割り計算の保育料、副食費となります。）

10 利用の終了に関する事項

当施設は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 入所児童が小学校に就学したとき
- (2) 入所児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当施設は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	いなば内科呼吸器科
医 院 長 名	稲葉 秀一
所 在 地	帯広市東1条南23丁目18番地
電 話 番 号	0155-23-1635

(2) 歯科

医療機関の名称	とかち子供の歯科
医 院 長 名	庄内 達哉
所 在 地	帯広市西4条南19丁目1-1
電 話 番 号	0155-67-8636

12 緊急時の対応

お預かりしている入所児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

保育所で別途児童緊急連絡カードをお預かりしますので、別紙記入をお願いします。

【管轄する消防署】

消防署名	帯広市消防署南出張所
所在地	帯広市西17条南41丁目5-9
電話番号	0155-47-0436

【管轄する警察署】

警察署名	帯広警察署稲田交番
所在地	帯広市稲田町南8線西14番地33
電話番号	0155-47-0313

13 非常災害対策

防火管理者	主査 志茂 恵子
消防計画 届出年月日	帯広消防署南出張所あて 令和7年4月1日届出

避難訓練	避難及び消火の訓練は、少なくとも月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器
避難場所	風水害：豊成小学校、地震：豊成小学校

1 4 要望・苦情等の窓口

相談、苦情等受付 担当者	主査 志茂 恵子
相談、苦情等解決 責任者	所長 竹田 万希子

【要望、苦情等の受付（対応）方法】

- ・要望、苦情等を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応します。
- ・要望、苦情等を受け付けた場合には、その内容を記録し、市からの指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行います。

※ 当施設では、保育所内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1 5 入所児童の事故等に対する保険について

当施設では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター共済
保険の内容	保育所の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に行います

※詳しくは、別途配布する「入所のしおりの日本スポーツ振興センター・災害共済給付制度のお知らせのページ」をご確認ください。

1 6 守秘義務及び個人情報の取扱い

保育の提供にあたって、職員及び職員であった者が知り得た入所児童及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

1 7 当施設におけるその他の留意事項

喫 煙	当施設の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
児童虐待の防止の 為の措置	当所では児童の人権の擁護と虐待防止を図るため、虐待防止に必要な体制を整備し、職員研修の実施や虐待の早期発見、未然防止等に必要な措置を講じます。